

# 第4次山形県子ども読書活動推進計画 (案)

令和6年2月

山形県教育委員会



# 目次

## 第1部 計画の基本的な考え方

|              |     |
|--------------|-----|
| 1 計画の趣旨      | p.1 |
| 2 計画の位置づけ    | p.2 |
| 3 政府の動向      |     |
| 4 県の動向       | p.3 |
| (1) これまでの取組み |     |
| (2) 現状と課題    |     |
| 5 基本方針       | p.5 |
| (1) めざす姿     |     |
| (2) 計画策定のねらい |     |
| (3) 取組みの重点   |     |
| (4) 施策の柱     |     |
| 6 施策の体系      | p.7 |
| 7 計画の推進期間    |     |

## 第2部 具体的な取組み

|   |      |
|---|------|
| 【柱Ⅰ】 家庭・地域・学校等を通じた社会全体での多様な子どもの読書活動の推進                    | p.8  |
| 1 多様な子どもの可能性を引き出す、発達段階に応じた取組みや個別最適な読書活動の実現、読書機会の確保        |      |
| (1) 家庭における子どもの読書活動の推進                                     |      |
| (2) 地域における子どもの読書活動の推進                                     |      |
| (3) 学校・園等における子どもの読書活動の推進                                  |      |
| 2 子ども一人一人が好きな本を選択し、好きな時間・場所で、主体的に読書が行える、子どもの視点に立った読書活動の推進 |      |
| 【柱Ⅱ】 多様な子どもが読書に親しむ機会の提供と施設、設備その他諸条件の整備・充実                 | p.18 |
| 1 公立図書館(室)及び学校図書館等におけるDX推進と、デジタル社会に対応した読書環境の整備・充実         |      |
| (1) 公立図書館(室)における環境等の整備・充実                                 |      |
| (2) 学校・園等における環境等の整備・充実                                    |      |
| 2 図書館間及び関係機関等の連携促進  |      |
| 【柱Ⅲ】 子どもの読書活動に関する意義の理解促進                                  | p.22 |
| 1 子どもの主体的な読書活動を推進する社会的な気運の醸成                              |      |
| 2 子どもの読書活動を推進する特色ある取組みの奨励及び事例紹介                           |      |
| < 資料 >  | p.24 |
| ◆ 山形県内公立図書館(室) 一覧   |      |
| ◆ 関係法令  |      |

# 第1部 計画の基本的な考え方

## 1 計画の趣旨

子どもの読書活動は、言葉を学び、表現力を高めるとともに、豊かな感性や思考力・想像力を培い、他人を思いやる等の豊かな心を育むことにつながるものであり、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものです。その推進に当たっては、読書環境の整備をはじめ、社会全体で積極的に取り組むことが重要です。

本県においては、平成13年12月に施行された「子どもの読書活動の推進に関する法律」及び政府の「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」等を踏まえ、平成18年2月以降、3次にわたる「山形県子ども読書活動推進計画」(以下「推進計画」という。)を策定し、本が好きな子どもを育てることを目指して読書活動を推進してきたところです。

令和元年6月に施行された「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」では、障がいの有無にかかわらず、全ての国民が読書ができる社会の実現に向けて、電子書籍やアクセシブルな書籍<sup>1</sup>を含む様々な形式の「本」の更なる普及充実を図るとともに、それらを利活用する「読書」ができる環境を整えていく必要性が示されました。日本語を母語としない子どもや、遠隔地に居住している等自力では公立図書館(室)に通うことが難しい子どもも含め、様々な特性や生活環境を背景に持つ「多様な子ども」に応じた読書環境の整備が求められているところです。

また、情報メディアの発達に伴うSNSの普及やGIGAスクール構想<sup>2</sup>による学校のICT環境の整備等、子どもを取り巻く環境の変化は読書活動にも大きな影響を与えています。

令和5年3月、政府において、第五次となる「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」(以下「基本計画」という。)が策定されました。基本計画では、多様な子どもの読書機会の確保やデジタル社会に対応した読書環境の整備等の4つの基本的方針を定めるとともに、子どもの読書活動の推進方策として、関係者の連携・協力や子どもの読書への関心を高める取組み等、家庭、地域、学校等社会全体で認識を共有して取り組むことが重要であるとされています。

子どもの頃に本を読む楽しさを味わい、それによる充実感、満足感を得る体験は、生涯にわたる学習意欲やウェルビーイング<sup>3</sup>につながることを期待されます。

そのためには、読書活動の意義や重要性について県民の理解を深めるとともに、子どもを取り巻く環境の変化に応じて、多様な子どもが様々な形式の好きな本を選択し、好きな時間に、好きな場所で、主体的に読書が行えるよう、子どもの視点に立った読書活動を推進することが大切です。

こうした状況を踏まえ、本推進計画では、第五次基本計画を基本として、子どもの読書活動を推進するための県としての方向性や取組みを示し、社会全体で、自ら本に親しむ、読書好きな子どもを育むことを目指します。

## 2 計画の位置づけ

「子どもの読書活動の推進に関する法律」第9条第1項の規定に基づく都道府県計画

## 3 政府の動向

平成13年12月に施行された「子どもの読書活動の推進に関する法律」(以下「推進法」という。)に基づき、平成14年8月、全ての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動ができる環境の整備を積極的に推進することを基本理念とする基本計画が策定され、以降4次にわたる基本計画により、子どもの読書活動が推進されてきました。

令和元年6月に施行された「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」(以下「読書バリアフリー法」という。)においては、読書が困難な者の読書環境の整備を推進し、障がいの有無にかかわらず、全ての国民が等しく読書の恵沢を得ることができる社会の実現を目指すこととされています。

また、令和4年1月に策定された「第6次学校図書館図書整備等5か年計画」に基づき、公立小中学校等の学校図書館の整備充実が進められています。

令和5年3月、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的方針を示す第五次基本計画が策定されました。当計画においては、全ての子どもが読書活動の恩恵を受けられるよう4つの基本的方針、①不読率の低減、②多様な子どもたちの読書機会の確保、③デジタル社会に対応した読書環境の整備及び④子どもの視点に立った読書活動の推進を考慮して社会全体で子どもの読書活動を推進することが必要とされています。活動の推進に当たっては、5つの推進方策、①連携・協力、②人材育成、③普及啓発、④発達段階に応じた取組み及び⑤子どもの読書への関心を高める取組みについて、家庭、地域、学校が中心となり、社会全体で認識を共有して取り組むことが重要であるとされています。

---

1 「視覚障害者等が利用しやすい書籍」として、読書バリアフリー法第2条第2項において、「点字図書、拡大図書その他の視覚障害者等がその内容を容易に認識することができる書籍」と定義されている。例えば、点字図書、拡大図書、音訳図書、触る絵本、LLブック※1、布の絵本等がある。また、「視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等」として、読書バリアフリー法第2条第3項において、「電子書籍その他の書籍に相当する文字、音声、点字等の電磁的記録…(略)…であって、電子計算機等を利用して視覚障害者等がその内容を容易に認識することができるもの」と定義されている。例えば、音声読み上げ対応の電子書籍、DAISY(デージー)図書※2、オーディオブック※3、テキストデータ等がある。これらは、障がいの有無にかかわらず、誰もが利用しやすい「アクセシブルな書籍」といえる。

2 児童生徒向けの一人1台端末と、高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備し、多様な子どもを誰一人取り残すことなく、公正に個別最適化された創造性を育む教育を、全国の学校現場で持続的に実現させる構想。GIGAとはGlobal and Innovation Gateway for Allの略。

※1) スウェーデン語の Lättläst(レットラスト)の略で、「やさしく読みやすい本」の意味。障がいの有無にかかわらず、平等に生活する社会を実現させるノーマライゼーションの理念に基づき、スウェーデンで1960年代から出版され、北欧を中心に普及して世界へ広がったものである。

※2) 「Digital Accessible Information System」(アクセシブルな情報システム)の略。主に視覚障がい者が利用してきた経緯はあるが、より幅広い場面で情報をアクセシブルにする「システム(規格)」として、世界50か国以上で採用されている国際標準規格である。文章や図などは含まれず、録音音声だけで構成された「音声デージー図書」も存在する。DAISY(デージー)規格に基づいて作成されている点が朗読CD等通常の録音図書と異なる。音声データは圧縮された形式で保存されており、通常のCD録音と比べると、長時間の音声収録が可能となっている。

※3) 主に書籍を朗読したものを録音した音声コンテンツの総称。「聴く本」とも呼ばれ、ナレーターや声優が本を朗読したものが多く、日本では媒体によってカセットブック、カセット文庫、CDブック等の名称がある。インターネット上から音声ファイルをダウンロード販売するサービスも存在する。

3 「次期教育振興基本計画について(答申)」(令和5年3月8日中央教育審議会)によると、「ウェルビーイング(Well-being)」とは、「身体的・精神的・社会的に良い状態にあることをいい、短期的な幸福のみならず、生きがいや人生の意義など将来にわたる持続的な幸福を含むものである。また、個人のみならず、個人を取り巻く場や地域、社会が持続的に良い状態であることを含む包括的な概念である。」とされている。

## 4 県の動向

### (1)これまでの取組み

本県では、平成16年3月に策定された「第5次山形県教育振興計画」において、本が好きな子どもを育てることを目指して子どもの読書活動の推進に取り組み、平成18年2月に推進計画を策定しました。その後、3次にわたり推進計画を策定し、取組みを継続しているところです。

令和2年3月に策定した「第6次山形県教育振興計画(後期計画)」(以下「6教振」という。)においては、主要施策「豊かな心の育成」に向けた取組みの一つとして読書活動の推進を掲げ、①読書活動に関する理解と意義の普及、②学校・家庭・地域を通じた社会全体での読書活動の推進に取り組んでいるところです。

これらの計画に基づき、読み聞かせと地域の自然や施設等の教育資源を結びつけた親子講座や家庭教育講座等を実施したことで、家庭における読書活動の重要性の認識が広がりを見せています。また、教員や図書館職員、読み聞かせサークル等の人材育成やネットワーク化を進めることにより、地域での読書活動の取組みが活性化されてきています。

県立図書館においては、令和2年2月のリニューアルにより、図書館エリアを約1.4倍に拡大し、開架可能冊数を約2倍、閲覧席数を約3倍に拡大する等、本に囲まれた空間を創出するとともに、対面朗読室や読書補助具の整備等、誰もが利用しやすい図書館を目指して、読書環境の充実に努めてきたところです。また、本への関心を高める親子イベントや企画展示等の多様な取組みを継続的に実施し、賑わいづくりや地域活性化に向けた取組みを進めています。

学校等においては、子どもの読書活動が教育活動の中に位置づけられるよう働きかけ、特に、高校教育においては、平成29年度から「全国高等学校ビブリオバトル山形大会」を毎年開催し、生徒の主体的な読書活動を推進してきたところです。

### (2)現状と課題

近年、インターネット・SNS等の情報メディアの発達・普及による社会のデジタル化が進み、趣味や娯楽の選択肢が増えたことで、子どもの学校外における時間の使い方が多様化しています。

さらには、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、学校における全国一斉臨時休校や公立図書館(室)における臨時休館、利用制限等を余儀なくされ、学校図書館及び公立図書館(室)等へのアクセスが一時制限されたところです。これらのことは、子どもの読書離れや読書習慣の形成に少なからず影響を与えたと考えられます。

このように、読書をする機会が減少傾向にある中、「読書が好きな児童生徒の割合」は、平成30年度と比較して小・中学生ともに低下しました。読書機会の減少や「読書好きな児童生徒の割合」の増加が見られない現状から、子どもの読書機会をより一層確保し、読書への親しみや楽しさを実感させる手立てを講じる必要があります。

また、GIGAスクール構想による学校の情報通信環境の充実、図書や資料のデジタル化の進展等、子どもを取り巻く環境の変化に対応した読書活動を推進する必要があるとともに、読書バリアフリー法の趣旨等を踏まえ、読書に困難を伴う子どもの読書活動ができるだけ制約されることのない読書環境を整備することも求められています。

【 参 考 】

■第6次山形県教育振興計画 KPI 「読書が好きな児童生徒の割合」(全国学力・学習状況調査より)

|    | H30   | R1 | R2 | R3    | R4           | 全国(R4) |
|----|-------|----|----|-------|--------------|--------|
| 小6 | 78.7% |    |    | 75.2% | <b>73.7%</b> | 71.8%  |
| 中3 | 68.7% |    |    | 69.8% | <b>65.9%</b> | 66.0%  |

※数値は、表記次年度の4月に調査されたもの。

## 5 基本方針

### (1)めざす姿

#### 自ら本に親しむ、読書好きな子ども

### (2)計画策定のねらい

家庭・地域・学校等、社会全体で子どもの読書活動を推進し、子どもの豊かな心を育成します。

### (3)取組みの重点

- ◎ 子どもの意見を取組みに反映させることによる、多様な子どもの読書への関心の向上
- ◎ デジタル社会に対応した多様な読書活動<sup>4</sup>の普及と読書環境の整備
- ◎ 子どもの教育に携わる全ての大人(保護者、教員、読書活動関係者等)に対する子どもの読書活動の重要性や意義の理解促進

---

4 「多様な子ども」が、書籍、絵本、雑誌、新聞等の紙媒体のものだけに限らず、電子書籍やアクセシブルな書籍といった様々な「本」を利用することをはじめ、それらを活用して、又はそれらの利活用を推進するための様々な活動を指す。具体的な取組みには、子どもが本を読んだり、情報端末・デジタル機器を使ってウェブサイト等を閲覧したり、オーディオブックによる「聴く読書」をしたりする活動や「読み聞かせ」活動、学級で「まわし読み」や「おすすめの本紹介」をする活動、図書委員会が読書のよさをPRするようなポスター作りや、図書だよりを発行するなどの活動が挙げられる。



## (4) 施策の柱

### 【柱Ⅰ】 家庭・地域・学校等を通じた社会全体での多様な子どもの読書活動の推進

読書が好きな子どもを育てるためには、子どもの発達段階や生活環境・家庭環境をはじめとした状況等に配慮し、家庭、地域、学校・園等がそれぞれの担うべき役割を果たすとともに、互いに十分な連携を図りながら、社会全体で取り組んでいくことが大切です。

このような観点から、多様な子どもの可能性を引き出すため、発達段階に応じた取り組みや個別最適な読書活動を実現し、読書機会の確保に努めます。また、子ども一人一人が、それぞれに好きな本を選択し、好きな時間に、好きな場所で、主体的に読書が行えるよう、子どもの視点に立った読書活動を推進します。

### 【柱Ⅱ】 多様な子どもが読書に親しむ機会の提供と施設、設備その他諸条件の整備・充実

子どもが読書に親しむためには、大人が意図的に、子どもが本の世界に親しむきっかけを提供するとともに、子どもが本を読みたいと思ったときに、いつでも本を手に取り、読むことができる環境を整えることが重要です。

このような観点から、公立図書館(室)及び学校図書館等のDX<sup>5</sup>推進をはじめとしたデジタル社会に対応した読書環境の整備・充実を図るとともに、図書館間や関係機関の連携を図ることにより、子どもが読書に親しむ機会の提供を推進します。

### 【柱Ⅲ】 子どもの読書活動に関する意義の理解促進

自ら本を手取る子どもを育てるためには、子どもの読書活動の意義や重要性について県民の理解を深め、関心を高めていく必要があります。特に、保護者、教員、保育士、図書館関係者等子どもの読書活動に携わる身近な大人自身が読書に親しみ、その楽しさを子どもに伝え、読書意欲を高めていくことが重要です。

子どもの頃に本を読むこと自体の楽しさを味わい、それによる充実感、満足感を得ることのできた体験は、生涯にわたる学習意欲やウェルビーイングにつながります。将来、その体験を次世代の子どもと共有していきたいという動機となり、世代を超えた読書活動の推進の循環が形成されることも期待されます。

このような観点から、子どもの主体的な読書活動を推進する社会的な気運を醸成します。また、子どもの読書活動を推進する様々な取り組みを奨励したり、その事例を広く紹介したりすることで関係者の取り組みの意欲を更に高め、活動内容の充実を図ります。

---

5 「令和4年度子供の読書活動の推進に関する有識者会議(第4回)」(令和4年9月30日文部科学省)における野末俊比古氏発表資料によると、図書館における「DX」とは、図書館が、データとデジタル技術を活用して、利用者(個人・コミュニティ)のニーズを基にサービスや運営のモデルを変革するとともに、業務そのものや、組織、プロセス、図書館文化・風土を変革し、優位性を確保することとされている。

## 6 施策の体系

### 【柱Ⅰ】家庭・地域・学校等を通じた社会全体での多様な子どもの読書活動の推進

- 1 多様な子どもの可能性を引き出す、発達段階に応じた取組みや個別最適な読書活動の実現、読書機会の確保
  - (1) 家庭における子どもの読書活動の推進
  - (2) 地域における子どもの読書活動の推進
  - (3) 学校・園等における子どもの読書活動の推進
- 2 子ども一人一人が好きな本を選択し、好きな時間・場所で、主体的に読書が行える、子どもの視点に立った読書活動の推進

### 【柱Ⅱ】多様な子どもが読書に親しむ機会の提供と施設、設備その他諸条件の整備・充実

- 1 公立図書館(室)及び学校図書館等におけるDX推進と、デジタル社会に対応した読書環境の整備・充実
  - (1) 公立図書館(室)における環境等の整備・充実
  - (2) 学校・園等における環境等の整備・充実
- 2 図書館間及び関係機関等の連携促進

### 【柱Ⅲ】子どもの読書活動に関する意義の理解促進

- 1 子どもの主体的な読書活動を推進する社会的な気運の醸成
- 2 子どもの読書活動を推進する特色ある取組みの奨励及び事例紹介

## 7 計画の推進期間

令和6年度から、おおむね5年間とします。

## 第2部 具体的な取組み

### 【柱Ⅰ】家庭・地域・学校等を通じた社会全体での多様な子どもの読書活動の推進

#### 1 多様な子どもの可能性を引き出す、発達段階に応じた取組みや個別最適な読書活動の実現、読書機会の確保

##### 施策

乳幼児期から高校生まで、障がいの有無、居住地や家庭環境等多様な子どもの発達段階や環境に応じ、個別最適な読書活動の実現に向けて推進を図ります。

また、多様な子どもの読書機会が確保されるよう、家庭・地域・学校等を通じた社会全体における読書活動の推進を図ります。

##### (1) 家庭における子どもの読書活動の推進

家庭は教育の原点であり、全ての教育の出発点です。家庭における読書は、子どもの心の健全な成長とともに、親子のふれあいや心のつながりを育む上でも有効です。また、生涯にわたって読書に親しみ、読書を楽しむ習慣を形成するためには、乳幼児期からの発達段階に応じた読書活動が行われることが重要です。

子どもの読書習慣は日常の生活を通して形成されるものであり、読書が生活の中にとけ込み、継続して行われるよう、保護者は、子どもの読書機会の充実や読書の習慣化に積極的な役割を果たしていくことが求められます。

##### 【今後の取組み】

- ◇ 親子講座の実施等を通して、家庭における読書の重要性についての理解促進を図ります。
- ◇ 「ブックスタート<sup>6</sup>」や「家読(うちどく)<sup>7</sup>」等家庭における読書活動の取組みや意義を周知し、親子のふれあいや心のつながりを育むことを通して、家庭における読書習慣の形成を図ります。
- ◇ 家庭教育に関する学習の機会を通じた、読み聞かせや読書の大切さについての理解促進や、県PTA連合会と連携した親子読書等の推進により、家庭における読書活動を支援します。

6 Bookstart Japan(NPOブックスタート)が提唱する、0歳児健診等の機会に、乳幼児への読み聞かせの「体験」とともに、乳幼児と保護者に「絵本」をセットで手渡し、家族のコミュニケーションを促す活動。赤ちゃんの幸せを願い、行政と市民が協働する自治体の事業として実施される。

7 家庭において子どもを中心に家族で同じ本を読むことで、本を媒介として相互理解を深め、家族の絆(きずな)が一層深まることを目指す活動。

〈取組み例〉 ※家庭・地域・学校等が主体となって取り組む事業・イベント等の例(以下、同じ。)

- ・ 保護者を対象とした親子読書に関する講座等の実施
- ・ 読み聞かせ会、わらべうたに親しむ活動等を通じた家族が触れ合う機会の提供
- ・ 多様な読書活動等に関する情報提供
- ・ (就学前～小学校低学年)読み聞かせをする、子どもと一緒に本を読んだり、図書館に行ったりする等の取組み
- ・ (小学校中学年～高校生)定期的に読書の時間を設ける、家族で読書の習慣付けを図る、読書を通して家族で感じたことや考えたことを話し合う取組み

## (2) 地域における子どもの読書活動の推進

家庭はもとより、地域においても、公立図書館(室)や公民館、コミュニティセンター、大学図書館等を有効に活用していくことは、子どもの読書活動の推進に効果的です。

読書のきっかけともなり得る学校図書館支援、読み聞かせ等の読書関連イベントの実施等についても、地域住民等の参画を得て、地域社会と協働した活動として促進を図ることが有効です。

また、民間団体は、子どもの読書活動に関する理解や関心を高めるとともに、子どもが読書に親しむ様々な機会を提供する等、子どもの自主的な読書活動を推進することに大きく寄与しており、活動の充実が期待されます。

さらに、多様な子どもの読書活動を支援していく上では、個々の発達段階や実情等に応じて、紙媒体や電子媒体等を柔軟に選択できる環境整備も重要となります。

### 【今後の取組み】

- ◇ 地域学校協働活動<sup>8</sup>の仕組みを活かし、地域のボランティア等の協力を得て、放課後子ども教室<sup>9</sup>や放課後児童クラブ<sup>10</sup>における読書機会の創出を図ります。
- ◇ 個々の子どもの特性や実態を十分に考慮した上で、乳幼児期から切れ目ない個別最適な読書活動が推進されるよう、教員、図書館職員、読み聞かせサークル等を対象とした研修会を実施します。
- ◇ 地域における読書活動と公立図書館(室)との連携・協力を推進します。
- ◇ 「聴く読書」等多様な読書活動の普及に向けた情報提供や研修会を実施します。
- ◇ 県立図書館では、子どもの読書機会の拡充にも資するよう、「移動図書館<sup>11</sup>」を実施します。
- ◇ 障がいのある方や支援する団体等の意見を踏まえた読書のバリアフリーを推進します。
- ◇ 日本語能力に応じて支援を必要とする子どもの読書活動を推進します。

8 地域の高齢者、成人、学生、保護者、PTA、NPO、民間企業、団体・機関等の幅広い地域住民の参画を得て、地域全体で子どもの学びや成長を支えるとともに、「学校を核とした地域づくり」を目指して、地域と学校が相互にパートナーとして連携・協働して行う様々な活動。

9 全ての児童を対象に、地域の方々の参画を得て、学習やスポーツ・文化芸術などの体験活動、地域住民との交流活動を提供するもの。

10 放課後、保護者が留守にしている家庭の児童を対象に、遊びや生活の場を提供するもの。

### 〈取組み例〉

- ・ 放課後子ども教室や放課後児童クラブ等における、読書活動に関し専門的知識を持つ者や地域のボランティア等の連携・協力による子どもの読書活動の取組み
- ・ 市町村における、「ブックスタート」や「セカンドブック<sup>12</sup>」の取組み
- ・ 読み聞かせの取組みと探検やものづくり活動等体験的な活動の組み合わせ
- ・ 多言語対応や日本文化の紹介、日本語で読みやすい本のコーナーの設置

### (3) 学校・園等における子どもの読書活動の推進

子どもが生涯にわたって読書に親しみ、読書を楽しむ習慣を形成していく上で、学校・園等は大きな役割を担っています。学校・園等において読書する時間を確保することは、子どもが本を手取るきっかけとなり、本に親しむことにつながります。

読書活動を保育・教育計画の中に位置付けることで、子どもにどのような力を育成するのかを明確にし、全職員が共通理解した上で計画的に読書活動を推進することが期待されます。

学校図書館においては、児童生徒や教職員が自由に利活用できるよう、可能な限りの開館に努める等、読書や学習の場を提供できるようにすることが大切です。

#### ① 幼稚園、保育所、認定こども園等における取組み

##### 【今後の取組み】

- ◇ 幼稚園教育要領や保育所保育指針等に基づき、乳幼児が絵本や物語に親しむ活動を積極的に行い、読書の楽しさを知ることができるよう、発達段階に応じた選書や読み聞かせ活動を支援します。
- ◇ 未就園児を対象とした子育て支援活動において、読み聞かせ活動を推進するとともに、保護者に対し、読み聞かせや親子読書の意義を普及します。

### 〈取組み例〉

- ・ 小中高校生による幼稚園、保育所、認定こども園等の乳幼児への読み聞かせの実施
- ・ 保護者を対象にした読み聞かせ会の実施や絵本の貸出

---

11 書籍等の資料と職員を載せた自動車等を利用し、人口密度が希薄な地域や身体障がい又は知覚障がい、あるいは交通の不便さ等によって図書館に来館しにくい人々等を対象にして各地を訪問し、図書館のサービスを提供する仕組み。県立図書館における「移動図書館」では、図書館情報システムに接続可能なモバイル端末等を持参して各地を訪問し、現地での利用者登録や、蔵書の検索・貸出予約等のオンラインによるサービスを案内・提供する等の取組みを行っている。

12 「ブックスタート」のフォローアップ事業として位置づけられ、0歳時健診で実施されることの多い「ブックスタート」事業に対して、3歳時健診や就学時健診等の就園・就学といった、子どもの発達段階として次のステップとなる時期に実施することが多い。「ブックスタート」をきっかけに始めた、家庭での子どもの読書活動を更に継続して広げ、子どもの読書習慣の形成や豊かな心の育成に資することを目的とする。また、「ブックスタート」で始まった家庭での絵本の読み聞かせを通じて、幼児と保護者が楽しいひとときを分かち合い、親子の絆を更に深めることを目的とする家庭教育の側面を持つ。

## ② 小・中・高・特別支援学校等における読書活動の推進

### 【今後の取組み】

- ◇ 小学校、中学校、高等学校、特別支援学校の各学習指導要領に基づき、読書の楽しさを伝えるとともに、教育課程との関連を踏まえた学校図書館の利活用を基にした計画的・継続的な読書の機会の確保による子どもの読書習慣の形成を図ります。
- ◇ 「聴く読書」等多様な読書活動の普及に向けた情報提供や研修会を実施します。  
(再掲)
- ◇ 障がいのある子どもが本に親しむことができるように、アクセシブルな書籍等の整備とともに、これらを有効に活用できる地域住民やボランティアの活用を図ります。
- ◇ 国語科を中核としつつ、全ての教科を通して、児童生徒の発達段階に応じた系統的な読書指導の推進を目指します。
- ◇ 授業において、計画的に学校図書館を活用した読書指導の充実を図ります。

### 〈取組み例〉

- ・ 小中高校生による幼稚園、保育所、認定こども園等の乳幼児への読み聞かせの実施(再掲)
- ・ 児童会や生徒会の図書委員会を中心とした蔵書の選書や読書イベントの企画等、児童生徒が主体となった活動
- ・ 国語の授業や図書委員会の活動等におけるビブリオバトルの実施
- ・ 高校生が読み手となって小学生等を対象として読み聞かせ会をする等の取組み

## 読書に関する発達段階ごとの特徴

### ①就学前(幼稚園、保育所、認定こども園等)の時期(おおむね6歳頃まで)

乳幼児期には、周りの大人から言葉を掛けてもらったり乳幼児なりの言葉を聞いてもらったりしながら言葉を次第に獲得するとともに、絵本や物語を読んでもらうこと等を通じて絵本や物語に興味を示すようになる。さらに様々な体験を通じてイメージや言葉を豊かにしながら、絵本や物語の世界を楽しむようになる。

### ②小学生の時期(おおむね6歳から12歳まで)

低学年では、本の読み聞かせを聞くだけでなく、一人で本を読もうとするようになり、語彙の量が増え、文字で表された場面や情景をイメージするようになる。

中学年になると、最後まで本を読み通すことができる子どもとそうでない子どもの違いが現れ始める。読み通すことができる子どもは、自分の考え方と比較して読むことができるようになるとともに、読む速度が上がり、多くの本を読むようになる。

高学年では、本の選択ができ始め、その良さを味わうことができるようになり、好みの本の傾向が現れるとともに読書の幅が広がり始める一方で、この段階で発達がとどまったり、読書の幅が広がらなくなったりする者が出てくる場合がある。

### ③中学生の時期(おおむね12歳から15歳まで)

多読の傾向は減少し、共感したり感動したりできる本を選んで読むようになる。自己の将来について考え始めるようになり、読書を将来に役立てようとするようになる。

### ④高校生の時期(おおむね15歳から18歳まで)

読書の目的、資料の種類に応じて、適切に読むことができる水準に達し、知的興味に応じ、一層幅広く、多様な読書ができるようになる。

〈出典〉 文部科学省「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」(令和5年3月)

## 2 子ども一人一人が好きな本を選択し、好きな時間・場所で、主体的に読書が行える、子どもの視点に立った読書活動の推進

### 施策

子どもが読書することの楽しさに気付くことで主体的な読書活動につながるよう、本との魅力的な出会いの創出を図るとともに、子どもが読書に浸ることができる環境づくりを推進します。

また、子どもの意見を大事にし、取組みに反映させることで、子どもの視点に立った多様な読書活動を推進します。

読書活動の推進に当たっては、多様な子どもが、好きな本を選択し、好きな時間に、好きな場所で、主体的に読書活動を行えるよう、子どもや保護者等の意見聴取の機会を確保し、多様な子どもの意見を取組みに反映させる等、子どもの視点に立った取組みを行うことが重要です。

家庭において、子どもが小さいうちには、読書に親しむきっかけづくりを工夫することが求められます。さらには、子どもの発達段階に合わせ、読書に浸ることのできる時間と環境を確保し、子どもの本に対する興味や関心を引き出すように働きかけることが大切です。

また、図書館だけでなく、公民館やコミュニティセンター、子育て支援センター等身近な場所で子どもが気軽に本に触れることができる環境が望まれます。

学校においては、子どもの視点に立った取組みを実現する観点から、図書委員や子ども司書等の活動に取り組む等、子どもが主体的に読書活動に取り組める環境を整えることも重要です。

### 【今後の取組み】

- ◇ 県立図書館では、本との魅力的な出会いを創出する季節感やテーマ性のあるイベント、企画展示等を実施します。
- ◇ 県立図書館では、アンケート等によりニーズを把握し、子どもの視点に立った本・資料の充実やサービスの向上を図ります。
- ◇ 県立図書館では、学校、保育所、認定こども園、児童館のみならず、子ども食堂<sup>13</sup>等、子どもを対象とした活動をしている民間団体等への団体貸出し等を推進します。
- ◇ 障がいのある子どもに寄り添う保護者やヘルパー等の意見を踏まえ、子どもの読書活動に関する講座や学習会等の実施、県立図書館の環境整備を推進します。

<sup>13</sup> 子どもが一人でも行ける無料、又は低額の食堂。民間の自主的かつ自発的な取組みによるもので、「子どもの貧困対策」と「地域の交流拠点」の2つを活動の柱とし、子どもへの食事提供から孤食の解消や食育、地域交流の場などの役割を果たしている。



### 〈取組み例〉

- ・ 家庭や学校・園等における定期的な読書の時間の設定
- ・ 絵画、工作、書道、スポーツ、ゲーム等、地域の子どもが親しみやすい分野の講座や展示会、他の社会教育施設、民間の関係団体等と連携し、体験活動と組み合わせた絵本の読み聞かせ会の実施
- ・ 子どもによる「学校図書館だより」の作成や学校図書館の図書を紹介
- ・ 教員や保育士、支援員、学校司書<sup>14</sup>、書店の店員等による選書についての子どもの意見の反映

---

14 専ら学校図書館の職務に従事する者。その資格について、制度上の定めはないが、その養成に関して、職務から求められる専門的な知識・技能を整理し、それらの知識・技能を習得できる科目から構成される「学校司書のモデルカリキュラム」が定められている。

## 子どもが本や読書の魅力に出会う具体的な取組み等について

### ○ 読み聞かせ

大人が子どもに絵本等を読んで聞かせること。乳幼児から行われ、子どもは読み聞かせを通じて、言葉を獲得するだけでなく、本への関心を高めることができる。家庭、学校、保育所、認定こども園、図書館等で広く行われており、子どもが同世代や異年齢の子どもへ行う場合もある。

### ○ お話(ストーリーテリング)

語り手が昔話や創作された物語を全て覚えて語り聞かせること。絵本の読み聞かせは絵が想像の助けとなるが、お話は耳からの言葉だけで想像を膨らませる。直接物語を聞くことで、語り手と聞き手が一体になって楽しむことができる。

### ○ ブックトーク

本への興味が湧くような工夫を凝らしながら、ジャンルの異なる複数の本をテーマに沿って紹介する取組。様々なジャンルの本に触れることができる。

### ○ 読書会

数人で集まり、本の感想を話し合う取組。その場で同じ本を読む、事前に読んでくる、一冊の本を順番に読む等、様々な方法がある。この取組により、本の新たな魅力に気づき、より深い読書につなげることができる。

### ○ 書評合戦(ビブリオバトル)

発表者が読んで面白いと思った本を一人5分程度で紹介し、その発表に関する意見交換を2～3分程度行う。全ての発表が終了した後に、どの本が一番読みたくなったかを参加者の多数決で選ぶ取組。ゲーム感覚で楽しみながら本に関心を持つことができる。

### ○ ピッチトーク

テーマを決めて、各自が読んだ本を、短く発表する取組。ビブリオバトルの形式を取っても良い。

### ○ ペア読書

二人で読書を行うものであり、家族や他の学年、クラス等様々な単位で一冊の本を読み、感想や意見を交わす取組。読む力に差がある場合も相手を意識し、本を共有することにつなげることができる。感想を手紙等の形で相手に伝える方法がとられる場合もある。

○ 味見読書

グループになり、3～5分間と決められた時間で順番に5～10冊程度の本を全て試し読みした後で、一番読みたくなった本を紹介し合う取組。

○ ブッククラブ

同じ本をみんなで少しずつ、数週間かけて読み、お互いに交流していく取組。

○ リテラチャー・サークル

読みたい本ごとに3～5人のグループになり、何回かに分けて読み、話し合う取組。「思い出し屋」、「イラスト屋」、「質問屋」、「だんらく屋」、「ことば屋」等、役割を分担して読む方法もある。

○ アニマシオン

読書のアニマシオンとは、子どもたちの参加により行われる読書指導の一つ。読書の楽しさを伝え自主的に読む力を引き出すために行われる。ゲームや著者訪問等、様々な形で行われる。

○ 本探しゲーム

お題を出して、そのテーマにあった本を探していく取組。ゲーム感覚で楽しみながら、思い掛けない本と出会うことができる。

○ 図書委員、読書リーダー等の読書推進活動

子どもが図書館や読書活動について学び、読書のきっかけ作りになるような子ども向けの企画を実施する取組。読書リーダーは「子ども司書」、「読書コンシェルジュ」、「読書ソムリエ」等の名称でも呼ばれる。

○ 子ども同士の意見交換を通じて、一冊の本を「〇〇賞」として選ぶ取組

参加者が複数の同じ本を読み、評価の基準も含めて議論を行った上で、一冊のお薦め本を決める取組。複数の本を読み込み、共通の本について自身の考えで話し合うことで、自分と異なる視点を知り、自身の幅を広げることにつながる。

○ 読書新聞や読書ポスター、本の帯やPOPの作成

読後の感想や本の紹介等を、新聞形式やポスター形式、カード形式のPOPや本の帯にまとめる取組。読書活動を表現活動へと発展させるものでもある。作成したものを展示したり、コンテストを行ったりする例もある。

○ 自分も書き手となる

自作の小説を書き、お互いに読み合い、工夫したところや、作品に対する思い等を伝えたり、友達の作品へ感想(ファンレター)を書いたりする等、互いに交流する取組。自分

が書き手になることで、読書への機会や、プロの作品へのリスペクトへつなげていく。電子化すると、一度に多くの子どもが読むことが可能になる。

○ 映画等と原作の比較

原作本を読みながら映画(ドラマ)を鑑賞する等、映像作品と比較しながら本を読む取組。どちらが先でも、章ごとに区切ってもよい。

○ まわし読み新聞

みんなで新聞を持ち寄り、気になる記事や、面白い記事を一人1件ずつ切り抜き、なぜその記事を選んだかを発表する。その後、みんなで今日のトップ記事を決め、上から順番に記事を貼っていき、最後に編集後記を付けて完成。新聞の記事に親しみ、じっくり読むことができる。

○ 読書の記録

読んだ本の書名等を記録できるよう、冊子等を手渡したり、「読書通帳機」で記録を印字できるようにしたりする取組。読書の記録によって、自分の読書傾向を把握したり、読んだ内容を改めて思い出したりすることができる。読書記録のためのアプリ等は、協働的な活動を可能とする仕組みを付加すること等で、多様な子どもの関心を集められる可能性もある。なお、読書の記録については、プライバシーの保護に、十分な配慮が必要である。

〈出典〉文部科学省「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」(令和5年3月)

## 【柱Ⅱ】多様な子どもが読書に親しむ機会の提供と施設、設備その他諸条件の整備・充実

### 1 公立図書館(室)及び学校図書館等におけるDX推進と、デジタル社会に対応した読書環境の整備・充実

#### 施策

学校内外の様々な情報資源にアクセスできる環境の充実を図るとともに、子どものニーズを踏まえた蔵書及び読書環境の充実を図ります。

公立図書館(室)及び学校図書館におけるDXを推進し、多様な子どもに配慮した読書機会の確保を図ります。

#### (1) 公立図書館(室)における環境等の整備・充実

公立図書館(室)においては、学校等と連携して、多様な子どもの意見を積極的に聴くよう努めることが重要です。

また、外出をすることが困難な子どもが読書活動に取り組みやすくなるよう、ICTを活用し、来館せずに書籍の貸出・閲覧が可能となる環境整備や、読書に親しめる講座・イベントのオンライン開催等の工夫に努めることが求められます。

#### 【今後の取組み】

- ◇ 県立図書館では、多様な子どもの読書機会を確保するため、電子書籍やアクセシブルな書籍の整備・充実を図ります。
- ◇ 子どもの読書活動を一層促進するため、非来館型サービス<sup>15</sup>や子どものためのスペース確保等、サービスや環境の充実を図ります。
- ◇ 公立図書館(室)や学校図書館の利活用の簡略化・効率化を推進するため、司書や教員、学校司書等を対象とした図書館のDXに関する研修会を行います。

#### 〈取組み例〉

- ・ 情報端末を利用した図書館利用者の登録申請
- ・ オンラインによる読み聞かせ会や読書会、講座やイベントの実施

15 図書館に来館することが困難な利用者等を想定して実施される図書館サービスのこと。主に、インターネットに接続された情報端末を利用するものとしては、Web利用者登録申請、蔵書検索・貸出予約、データベースの利用、電子書籍の貸出・閲覧、デジタル・レファレンス※1、カレントアウェアネス※2 等がある。また、「セット貸出」等、まとまった量の図書資料を自宅や近隣の図書館(室)等に送る「図書宅配サービス」や、車両等に図書資料を搭載し、地域の施設等に向いた先で貸出を行う「移動図書館」がある。

※1) 電子メールや図書館Webサイトのメールフォーム、音声・ビデオチャット、あるいは電話や FAX を利用して提供されるレファレンス・サービスを指す。

※2) 図書館に新しく資料の情報が確認できたとき、事前にキーワード等を登録した利用者に対し、その情報を提供するサービスを指す。電子メールなどを用い「新着お知らせサービス」など、図書館資料の最新情報を提供するものである。

## (2) 学校・園等における環境等の整備・充実

学校・園等においては、多様な子どもがより多くの本にアクセスできる環境整備を図る必要があります。

そのため、多様な子どもの個別最適な読書活動が実現されるよう、校内LANや情報端末等のICT活用により学校内外の様々な情報資源にアクセスできる学校図書館のDXを推進することが求められます。

また、学校図書館の児童生徒の読書活動や児童生徒への読書指導の場である「読書センター」としての機能、児童生徒の学習活動を支援したり授業の内容を豊かにして理解を深めたりする「学習センター」としての機能及び児童生徒や教職員の情報ニーズに対応したり、児童生徒の情報の収集・選択・活用能力を育成したりする「情報センター」の機能が最大限発揮されるよう、学校全体として計画的に整備を図ることも求められます。

### 【今後の取組み】

- ◇ 子どもの学習活動に資する、情報端末等で利用できる記録画像や動画等、情報資源の充実を図ります。
- ◇ デジタル社会に対応した多様な読書活動についての理解を促進するため、教職員等を対象とした情報提供や研修会を行います。
- ◇ 学校図書館におけるアクセシブルな図書・教材を共有する仕組みを検討します。
- ◇ 図書・教材のアクセシビリティ保障<sup>16</sup>に関する先進的な取組みの情報共有を図ります。
- ◇ 学校図書館において、学校図書館図書標準<sup>17</sup>の達成、アクセシブルな書籍等を含む多様な図書の整備・充実を図ります。

---

16 情報アクセシビリティ(全ての国民が、障がいの有無に関係なく、誰でも必要とする情報に簡単にたどり着け、利用できること)が保障されていること。

17 公立義務教育諸学校の学校図書館に整備すべき蔵書の標準として、平成5年3月に定められたもの。

## 子どもの読書活動の推進に資するサービス等

### ① 乳幼児と保護者に対するサービス

乳幼児向けの図書及び関連する資料・情報の整備・提供、乳幼児おはなし会、読み聞かせの支援、講座・展示会の実施、託児サービスの実施。

### ② 児童・青少年と保護者に対するサービス

児童・青少年用図書の整備・提供、児童・青少年の読書活動を促進するための読み聞かせ等の実施、その保護者等を対象とした講座・展示会の実施、学校等の教育施設等との連携。

### ③ 障がい児と保護者に対するサービス

アクセシブルな書籍及び電子書籍等、手話や字幕入りの映像資料等の整備・提供、手話・筆談等によるコミュニケーションの確保、図書館利用の際の介助、図書館資料等の代読サービスの実施。

### ④ 日本語を母語としない子ども・保護者に対するサービス

外国語による利用案内の作成・頒布、外国語資料や各国事情に関する資料の整備・提供、「やさしい日本語<sup>18</sup>」による利用案内。

### ⑤ 図書館への来館が困難な子ども・保護者に対するサービス

宅配サービス、移動図書館の実施。

### ⑥ ボランティア活動等の促進

読み聞かせ、代読サービス等の多様なボランティア活動等の機会や場所の提供。

### ⑦ 多様な学習機会の提供

子どもの自主的・自発的な学習活動を支援するため、講座、相談会、資料展示会等の主催、関係行政機関、学校、他の社会教育施設、民間の関係団体等と共催して多様な学習機会の提供、学習活動のための施設・設備の供用、資料の提供等を通じた活動環境の整備。

### ⑧ 運営状況に関する評価

運営に関する適切な目標を設定し、達成状況等に関し自ら点検及び評価の実施、目標の設定に関し、図書館サービスその他の図書館の運営や子どもの読書活動の推進に係る指標の採用、当該図書館を利用する子どもやその保護者を含む多様な主体による点検及び評価の実施。

〈出典〉 文部科学省「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」(令和5年3月)

18 日本語能力が不十分な外国人や子ども、高齢者、障がい者等、誰にでも伝わりやすく分かりやすい日本語のこと。短く簡潔な文法で書いたり、ふりがなや簡単な単語を用いて表現されたりすることが特徴で、言葉が「易しい」と相手に「優しい」という2つの意味を持つ。

## 2 図書館間及び関係機関等の連携促進

### 施策

効果的な読書活動の実現に向けて、公立図書館(室)と学校図書館の連携を推進します。

また、多様な子どもに対応したサービスの提供や読書環境の実現のために、子どもの読書活動に携わる関係者間による事例等の情報共有を推進します。

地域における図書資料には数等に限りがあり、多様な子どもがより効果的な読書活動を実現するためには、それらの資源を共有できるようにすることが効果的です。図書資源の共有に当たっては、学校図書館間、公立図書館(室)間をはじめ、学校図書館と公立図書館(室)との連携・協力体制を強化することが重要です。

図書館(室)等、子どもの読書活動に携わる施設においては、学校・園等の実情やニーズに応じたサービスや環境の充実を図ることが求められます。

### 【今後の取組み】

- ◇ 高校・大学や民間団体、企業等多様な主体との連携による、地域活性化・賑わいづくりにつながる子ども向けの企画や読み聞かせ等イベントを実施します。
- ◇ 子どもの郷土愛や豊かな感性を育むため、地域の歴史や文化をテーマにした子ども向けの図書資料の展示、読み聞かせ等の取組みを推進します。
- ◇ 多様な子どもの視点や学校・園等の実情、教育活動のニーズを踏まえたきめ細かな図書館サービスの提供を図るとともに、校(園)外での学習機会における利用促進を働きかけます。
- ◇ 子どもの読書意欲を高め、読書の幅を広げるため、県立図書館と市町村立図書館(室)や学校図書館等との連携により、新たな本との出会いの機会を促進します。
- ◇ 学校図書館におけるアクセシブルな図書・教材を共有する仕組みを検討します。  
(再掲)
- ◇ 図書・教材のアクセシビリティ保障に関する先進的な取組みの情報共有を図ります。  
(再掲)

### 〈取組み例〉

- ・ 公立図書館(室)による学校での移動図書館の実施
- ・ アクセシブルな書籍の団体貸出やセット貸出
- ・ 各学校における校内研修や各地区・市町村における研究部会等を通じた、読書指導に関する研究協議や先進的な取組み例の情報共有



## 【柱Ⅲ】子どもの読書活動に関する意義の理解促進

### 1 子どもの主体的な読書活動を推進する社会的な気運の醸成

#### 施策

子どもの主体的な読書活動を社会全体で支える気運の醸成を図り、読書週間に関連したイベントや取組みの奨励等を通して、広く県民に多様な子どもの読書活動の意義の理解促進を図ります。

多様な子どもの主体的な読書活動を実現し、充実させるためには、全ての大人が読書活動の重要性を認識し、子どもに働きかけることが大切です。

#### 【今後の取組み】

- ◇ 県民に広く「多様な子どもの読書活動」について情報提供して関心を高め、理解の促進を図ります。
- ◇ 子どもの読書活動に携わる民間団体や企業等との連携・協働による、様々な本や読書支援ツールの展示会・利活用体験等を通して多様な読書活動の普及を図ります。
- ◇ 「子ども読書の日<sup>19</sup>」や「文字・活字文化の日<sup>20</sup>」の趣旨を踏まえた読み聞かせ会等のイベント・行事等の取組みを推進します。
- ◇ 市町村における子どもの読書活動に関する推進計画の策定・改定に必要な情報提供や求めに応じた支援を行います。

#### 〈取組み例〉

- ・ 保護者を対象とした親子読書に関する講座等の実施(再掲)
- ・ 読み聞かせ会、わらべうたに親しむ活動等による家族が触れ合う機会の提供(再掲)

19 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、「子どもの読書活動の推進に関する法律」(平成13年12月公布・施行)において、4月23日が「子ども読書の日」と定められた。

20 国民の間に広く文字・活字文化についての関心と理解を深めるため、文字・活字文化の振興に関する施策の総合的な推進を図る「文字・活字文化振興法」(平成17年7月公布・施行)において、10月27日が「文字・活字文化の日」と定められた。

## 2 子どもの読書活動を推進する特色ある取組みの奨励及び事例紹介

### 施策

子どもの読書活動に対する県民の関心を高め、理解を促進するため、子どもの読書活動推進に関する特色ある取組みを顕彰します。

また、公立図書館(室)情報を積極的に発信することにより、読書活動の活性化を図ります。

公立図書館(室)や民間団体等が、特色のある様々な取組みを積極的に周知することは、他の機関・団体の取組みの充実につながり、子どもの読書活動を推進する上で有効です。

また、こうした特色ある取組みを顕彰することにより、意欲的な取組みの継続・発展が期待されます。

### 【今後の取組み】

- ◇ 関係者を対象とした研修会における事例発表や県の広報誌、ホームページ、「図書館だより」等により、図書館や団体、学校・園等の特色ある実践事例や先進的な取組みについて積極的に情報発信します。
- ◇ 文部科学大臣表彰を受けた個人・団体等の活動を周知し、特色ある読書活動の取組みを普及していきます。

< 資料 >

◆ 山形県内公立図書館(室)一覧 ※分館を除く

令和5年12月1日現在

| 番号 | 図書館(室)名        | 郵便番号     | 所在地                 | 電話番号         | FAX番号        |
|----|----------------|----------|---------------------|--------------|--------------|
|    | 山形県立図書館        | 990-0041 | 山形市緑町 1-2-36        | 023-631-2523 | 023-625-6520 |
| 1  | 山形市立図書館        | 990-0035 | 山形市小荷駄町 7-12        | 023-624-0822 | 023-624-0823 |
| 2  | 市立米沢図書館        | 992-0045 | 米沢市中央 1-10-6        | 0238-26-3010 | 0238-26-3012 |
| 3  | 鶴岡市立図書館        | 997-0036 | 鶴岡市家中新町 14-7        | 0235-25-2525 | 0235-25-2526 |
| 4  | 酒田市立中央図書館      | 998-0023 | 酒田市幸町 1-10-1        | 0234-24-2996 | 0234-43-6313 |
| 5  | 新庄市立図書館        | 996-0071 | 新庄市小田島町 4-21        | 0233-22-2189 | 0233-23-6183 |
| 6  | 寒河江市立図書館       | 991-0021 | 寒河江市中央 1-7-14       | 0237-86-1662 | 0237-86-1663 |
| 7  | 上山市立図書館        | 999-3143 | 上山市二日町 10-25        | 023-677-0850 | 023-677-0826 |
| 8  | 村山市立図書館        | 995-0034 | 村山市楯岡五日町 14-20      | 0237-55-2833 | 0237-55-7251 |
| 9  | 長井市立図書館        | 993-0007 | 長井市本町 1-1-1         | 0238-88-2535 | 0238-88-1051 |
| 10 | 天童市立図書館        | 994-0013 | 天童市老野森 1-2-1        | 023-654-2440 | 023-654-2990 |
| 11 | 東根市図書館         | 999-3730 | 東根市中央南 1-7-3        | 0237-53-0227 | 0237-42-1295 |
| 12 | 尾花沢市民図書館       | 999-4225 | 尾花沢市若葉町 1-8-25      | 0237-22-3746 | 0237-24-0093 |
| 13 | 南陽市立図書館        | 999-2211 | 南陽市赤湯 791-1         | 0238-43-2219 | 0238-43-2340 |
| 14 | 山辺町中央公民館図書室    | 990-0301 | 東村山郡山辺町大字山辺1        | 023-664-6433 | 023-664-6143 |
| 15 | 中山町立図書館        | 990-0401 | 中山町大字長崎 8038-9      | 023-662-6688 | 023-662-6689 |
| 16 | 河北町立中央図書館      | 999-3513 | 河北町谷地所岡 3-1-10      | 0237-72-2906 | 0237-72-2966 |
| 17 | 西川町立図書館        | 990-0703 | 西川町大字間沢 280         | 0237-74-3131 | 0237-74-3219 |
| 18 | 朝日町立図書館        | 990-1442 | 朝日町大字宮宿 2265 番地     | 0237-67-2118 | 0237-67-3375 |
| 19 | 大江町立図書館        | 990-1163 | 大江町大字本郷丁 373-1      | 0237-62-3666 | 0237-62-3667 |
| 20 | 大石田町立図書館       | 999-4112 | 大石田町緑町 28 番地        | 0237-35-3877 | 0237-35-3877 |
| 21 | 金山町中央公民館図書室    | 999-5402 | 最上郡金山町金山大字金山 571    | 0233-52-2902 | 0233-52-2903 |
| 22 | 最上町立中央公民館図書室   | 999-6101 | 最上郡最上町大字向町 674      | 0233-43-2350 | 0233-43-2265 |
| 23 | 舟形町中央公民館図書室    | 999-4601 | 最上郡舟形町舟形 126        | 0233-32-2246 | 0233-32-3326 |
| 24 | 真室川町中央公民館図書室   | 999-5312 | 最上郡真室川町大字新町 233-1   | 0233-62-2305 | 0233-62-2306 |
| 25 | 大蔵村中央公民館図書室    | 996-0212 | 最上郡大蔵村大字清水 2620     | 0233-75-2323 | 0233-75-2336 |
| 26 | 鮭川村中央公民館図書室    | 999-5201 | 最上郡鮭川村大字京塚 1324-2   | 0233-55-3051 | 0233-55-3053 |
| 27 | 戸沢村中央公民館図書室    | 999-6313 | 最上郡戸沢村大字名高 1593-86  | 0233-72-2304 | 0233-72-2307 |
| 28 | 高畠町立図書館        | 992-0351 | 高畠町大字高畠 325-2       | 0238-52-4493 | 0238-52-1966 |
| 29 | 川西町立図書館        | 999-0121 | 川西町大字上小松 1037-1     | 0238-46-3311 | 0238-46-3313 |
| 30 | おぐに開発総合センター図書室 | 999-1352 | 西置賜郡小国町大字岩井沢 704    | 0238-62-2141 | 0238-62-2143 |
| 31 | 白鷹町立図書館        | 992-0892 | 白鷹町大字荒砥甲 833        | 0238-87-0217 | 0238-87-1199 |
| 32 | 飯豊町町民総合センター図書室 | 999-0604 | 西置賜郡飯豊町大字椿 3622     | 0238-72-3111 | 0238-72-3163 |
| 33 | 三川町公民館図書室      | 997-1301 | 東田川郡三川町大字横山字西田 52-1 | 0235-64-8310 | 0235-64-8311 |
| 34 | 庄内町立図書館        | 999-7781 | 庄内町余目字三人谷地 59-1     | 0234-43-3039 | 0234-43-4762 |
| 35 | 遊佐町立図書館        | 999-8301 | 遊佐町遊佐字鶴田 30-1       | 0234-72-5300 | 0234-72-5301 |

## ◆ 関係法令

### 子どもの読書活動の推進に関する法律

平成 13 年 12 月 12 日 法律第 154 号

(目的)

第 1 条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

(基本理念)

第 2 条 子ども（おおむね 18 歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

(国の責務)

第 3 条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第 4 条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の努力)

第 5 条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

(保護者の役割)

第 6 条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

(関係機関等との連携強化)

第 7 条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(子ども読書活動推進基本計画)

第 8 条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第 9 条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

- 2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。
- 3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。
- 4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

（子ども読書の日）

第10条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

- 2 子ども読書の日は、4月23日とする。
- 3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

（財政上の措置等）

第11条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

○衆議院文部科学委員会における附帯決議

政府は、本法施行に当たり、次の事項について配慮すべきである。

- 1 本法は、子どもの自主的な読書活動が推進されるよう必要な施策を講じて環境を整備していくものであり、行政が不当に干渉することのないようにすること。
- 2 民意を反映し、子ども読書活動推進基本計画を速やかに策定し、子どもの読書活動の推進に関する施策の確立とその具体化に努めること。
- 3 子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において、本と親しみ、本を楽しむことができる環境づくりのため、学校図書館、公共図書館等の整備充実に努めること。
- 4 学校図書館、公共図書館等が図書を購入するに当たっては、その自主性を尊重すること。
- 5 子どもの健やかな成長に資する書籍等については、事業者がそれぞれの自主的判断に基づき提供に努めるようにすること。
- 6 国及び地方公共団体が実施する子ども読書の日趣旨にふさわしい事業への子どもの参加については、その自主性を尊重すること。

(目的)

第 1 条 この法律は、文字・活字文化が、人類が長い歴史の中で蓄積してきた知識及び知恵の継承及び向上、豊かな人間性の涵かん養並びに健全な民主主義の発達に欠くことのできないものであることにかんがみ、文字・活字文化の振興に関する基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、文字・活字文化の振興に関する必要な事項を定めることにより、我が国における文字・活字文化の振興に関する施策の総合的な推進を図り、もって知的で心豊かな国民生活及び活力ある社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この法律において「文字・活字文化」とは、活字その他の文字を用いて表現されたもの（以下この条において「文章」という。）を読み、及び書くことを中心として行われる精神的な活動、出版活動その他の文章を人に提供するための活動並びに出版物その他のこれらの活動の文化的所産をいう。

(基本理念)

第 3 条 文字・活字文化の振興に関する施策の推進は、すべての国民が、その自主性を尊重されつつ、生涯にわたり、地域、学校、家庭その他の様々な場において、居住する地域、身体的な条件その他の要因にかかわらず、等しく豊かな文字・活字文化の恵沢を享受できる環境を整備することを旨として、行われなければならない。

2 文字・活字文化の振興に当たっては、国語が日本文化の基盤であることに十分配慮されなければならない。

3 学校教育においては、すべての国民が文字・活字文化の恵沢を享受することができるようにするため、その教育の課程の全体を通じて、読む力及び書く力並びにこれらの力を基礎とする言語に関する能力（以下「言語力」という。）の涵養に十分配慮されなければならない。

(国の責務)

第 4 条 国は、前条の基本理念（次条において「基本理念」という。）にのっとり、文字・活字文化の振興に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第 5 条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、文字・活字文化の振興に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(関係機関等との連携強化)

第 6 条 国及び地方公共団体は、文字・活字文化の振興に関する施策が円滑に実施されるよう、図書館、教育機関その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(地域における文字・活字文化の振興)

第 7 条 市町村は、図書館奉仕に対する住民の需要に適切に対応できるようにするため、必要な数の公立図書館を設置し、及び適切に配置するよう努めるものとする。

2 国及び地方公共団体は、公立図書館が住民に対して適切な図書館奉仕を提供することができるよう、司書の充実等の人的体制の整備、図書館資料の充実、情報化の推進等の物的条件の整備その他の公立図書館の運営の改善及び向上のために必要な施策を講ずるものとする。

3 国及び地方公共団体は、大学その他の教育機関が行う図書館の一般公衆への開放、文字・活字文化に係る公開講座の開設その他の地域における文字・活字文化の振興に貢献する活動を促進するため、必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

4 前三項に定めるもののほか、国及び地方公共団体は、地域における文字・活字文化の振興を図るため、文字・活字文化の振興に資する活動を行う民間団体の支援その他の必要な施策を講

ずるものとする。

(学校教育における言語力の涵養)

第8条 国及び地方公共団体は、学校教育において言語力の涵養が十分に図られるよう、効果的な手法の普及その他の教育方法の改善のために必要な施策を講ずるとともに、教育職員の養成及び研修の内容の充実その他のその資質の向上のために必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、学校教育における言語力の涵養に資する環境の整備充実を図るため、司書教諭及び学校図書館に関する業務を担当するその他の職員の充実等の人的体制の整備、学校図書館の図書館資料の充実及び情報化の推進等の物的条件の整備等に関し必要な施策を講ずるものとする。

(文字・活字文化の国際交流)

第9条 国は、できる限り多様な国の文字・活字文化が国民に提供されるようにするとともに我が国の文字・活字文化の海外への発信を促進するため、我が国においてその文化が広く知られていない外国の出版物の日本語への翻訳の支援、日本語の出版物の外国語への翻訳の支援その他の文字・活字文化の国際交流を促進するために必要な施策を講ずるものとする。

(学術的出版物の普及)

第10条 国は、学術的出版物の普及が一般に困難であることにかんがみ、学術研究の成果についての出版の支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(文字・活字文化の日)

第11条 国民の間に広く文字・活字文化についての関心と理解を深めるようにするため、文字・活字文化の日を設ける。

2 文字・活字文化の日は、10月27日とする。

3 国及び地方公共団体は、文字・活字文化の日には、その趣旨にふさわしい行事が実施されるよう努めるものとする。

(財政上の措置等)

第12条 国及び地方公共団体は、文字・活字文化の振興に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

# 視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律

令和元年6月28日 法律第49号

## 目次

- 第1章 総則（第1条～第6条）
- 第2章 基本計画等（第7条・第8条）
- 第3章 基本的施策（第9条～第17条）
- 第4章 協議の場等（第18条）
- 附則

### 第1章 総則

#### （目的）

第1条 この法律は、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、基本計画の策定その他の視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策の基本となる事項を定めること等により、視覚障害者等の読書環境の整備を総合的かつ計画的に推進し、もって障害の有無にかかわらず全ての国民が等しく読書を通じて文字・活字文化（文字・活字文化振興法（平成17年法律第91号）第2条に規定する文字・活字文化をいう。）の恵沢を享受することができる社会の実現に寄与することを目的とする。

#### （定義）

第2条 この法律において「視覚障害者等」とは、視覚障害、発達障害、肢体不自由その他の障害により、書籍（雑誌、新聞その他の刊行物を含む。以下同じ。）について、視覚による表現の認識が困難な者をいう。

2 この法律において「視覚障害者等が利用しやすい書籍」とは、点字図書、拡大図書その他の視覚障害者等がその内容を容易に認識することができる書籍をいう。

3 この法律において「視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等」とは、電子書籍その他の書籍に相当する文字、音声、点字等の電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録をいう。第11条第2項及び第12条第2項において同じ。）であって、電子計算機等を利用して視覚障害者等がその内容を容易に認識することができるものをいう。

#### （基本理念）

第3条 視覚障害者等の読書環境の整備の推進は、次に掲げる事項を旨として行われなければならない。

- (1) 視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等が視覚障害者等の読書に係る利便性の向上に著しく資する特性を有することに鑑み、情報通信その他の分野における先端的な技術等を活用して視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等の普及が図られるとともに、視覚障害者等の需要を踏まえ、引き続き、視覚障害者等が利用しやすい書籍が提供されること。
- (2) 視覚障害者等が利用しやすい書籍及び視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等（以下「視覚障害者等が利用しやすい書籍等」という。）の量的拡充及び質の向上が図られること。
- (3) 視覚障害者等の障害の種類及び程度に応じた配慮がなされること。

#### （国の責務）

第4条 国は、前条の基本理念にのっとり、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

#### （地方公共団体の責務）

第5条 地方公共団体は、第3条の基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。



(財政上の措置等)

第6条 政府は、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

## 第2章 基本計画等

(基本計画)

第7条 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する基本的な計画（以下この章において「基本計画」という。）を定めなければならない。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策についての基本的な方針
- (2) 視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関し政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策
- (3) 前二号に掲げるもののほか、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、基本計画を策定しようとするときは、あらかじめ、経済産業大臣、総務大臣その他の関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、基本計画を策定しようとするときは、あらかじめ、視覚障害者等その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

5 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、基本計画を策定したときは、遅滞なく、これをインターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。

6 前3項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(地方公共団体の計画)

第8条 地方公共団体は、基本計画を勘案して、当該地方公共団体における視覚障害者等の読書環境の整備の状況等を踏まえ、当該地方公共団体における視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する計画を定めるよう努めなければならない。

2 地方公共団体は、前項の計画を定めようとするときは、あらかじめ、視覚障害者等その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 地方公共団体は、第1項の計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。

4 前2項の規定は、第1項の計画の変更について準用する。

## 第3章 基本的施策

(視覚障害者等による図書館の利用に係る体制の整備等)

第9条 国及び地方公共団体は、公立図書館、大学及び高等専門学校附属図書館並びに学校図書館（以下「公立図書館等」という。）並びに国立国会図書館について、各々の果たすべき役割に応じ、点字図書館とも連携して、視覚障害者等が利用しやすい書籍等の充実、視覚障害者等が利用しやすい書籍等の円滑な利用のための支援の充実その他の視覚障害者等によるこれらの図書館の利用に係る体制の整備が行われるよう、必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、点字図書館について、視覚障害者等が利用しやすい書籍等の充実、公立図書館等に対する視覚障害者等が利用しやすい書籍等の利用に関する情報提供その他の視覚障害者等が利用しやすい書籍等を視覚障害者が十分かつ円滑に利用することができるようにするための取組の促進に必要な施策を講ずるものとする。

(インターネットを利用したサービスの提供体制の強化)

第10条 国及び地方公共団体は、視覚障害者等がインターネットを利用して全国各地に存する視覚障害者等が利用しやすい書籍等を十分かつ円滑に利用することができるようにするため、次に掲げる施策その他の必要な施策を講ずるものとする。

- (1) 点字図書館等から著作権法（昭和45年法律第48号）第37条第2項又は第3項本文の規定により製作される視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等（以下「特定電子書籍等」という。）であってインターネットにより送信することができるもの及び当該点字図書館等の有す

る視覚障害者等が利用しやすい書籍等に関する情報の提供を受け、これらをインターネットにより視覚障害者等に提供する全国的なネットワークの運営に対する支援

- (2) 視覚障害者等が利用しやすい書籍等に係るインターネットを利用したサービスの提供についての国立国会図書館、前号のネットワークを運営する者、公立図書館等、点字図書館及び特定電子書籍等の製作を行う者の間の連携の強化

(特定書籍及び特定電子書籍等の製作の支援)

第 11 条 国及び地方公共団体は、著作権法第 37 条第 1 項又は第 3 項本文の規定により製作される視覚障害者等が利用しやすい書籍（以下「特定書籍」という。）及び特定電子書籍等の製作を支援するため、製作に係る基準の作成等のこれらの質の向上を図るための取組に対する支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

- 2 国は、特定書籍及び特定電子書籍等の効率的な製作を促進するため、出版を行う者（次条及び第 18 条において「出版者」という。）からの特定書籍又は特定電子書籍等の製作を行う者に対する書籍に係る電磁的記録の提供を促進するための環境の整備に必要な支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等の販売等の促進等)

第 12 条 国は、視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等の販売等が促進されるよう、技術の進歩を適切に反映した規格等の普及の促進、著作権者と出版者との契約に関する情報提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

- 2 国は、書籍を購入した視覚障害者等からの求めに応じて出版者が当該書籍に係る電磁的記録の提供を行うことその他の出版者からの視覚障害者等に対する書籍に係る電磁的記録の提供を促進するため、その環境の整備に関する関係者間における検討に対する支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(外国からの視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等の入手のための環境の整備)

第 13 条 国は、視覚障害者等が、盲人、視覚障害者その他の印刷物の判読に障害のある者が発行された著作物を利用する機会を促進するためのマラケシュ条約の枠組みに基づき、視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等であってインターネットにより送信することができるものを外国から十分かつ円滑に入手することができるよう、その入手に関する相談体制の整備その他のその入手のための環境の整備について必要な施策を講ずるものとする。

(端末機器等及びこれに関する情報の入手の支援)

第 14 条 国及び地方公共団体は、視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等を利用するための端末機器等及びこれに関する情報を視覚障害者等が入手することを支援するため、必要な施策を講ずるものとする。

(情報通信技術の習得支援)

第 15 条 国及び地方公共団体は、視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等を利用するに当たって必要となる情報通信技術を視覚障害者等が習得することを支援するため、講習会及び巡回指導の実施の推進その他の必要な施策を講ずるものとする。

(研究開発の推進等)

第 16 条 国は、視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等及びこれを利用するための端末機器等について、視覚障害者等の利便性の一層の向上を図るため、これらに係る先端的な技術等に関する研究開発の推進及びその成果の普及に必要な施策を講ずるものとする。

(人材の育成等)

第 17 条 国及び地方公共団体は、特定書籍及び特定電子書籍等の製作並びに公立図書館等、国立国会図書館及び点字図書館における視覚障害者等が利用しやすい書籍等の円滑な利用のための支援に係る人材の育成、資質の向上及び確保を図るため、研修の実施の推進、広報活動の充実

その他の必要な施策を講ずるものとする。

#### 第四章 協議の場等

第 18 条 国は、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策の効果的な推進を図るため、文部科学省、厚生労働省、経済産業省、総務省その他の関係行政機関の職員、国立国会図書館、公立図書館等、点字図書館、第 10 条第 1 号のネットワークを運営する者、特定書籍又は特定電子書籍等の製作を行う者、出版者、視覚障害者等その他の関係者による協議の場を設けることその他関係者の連携協力に関し必要な措置を講ずるものとする。

#### 附 則

この法律は、公布の日から施行する。



## 第4次山形県子ども読書活動推進計画

令和 年 月

山形県教育委員会 教育局 生涯教育・学習振興課

〒990-8570 山形市松波二丁目8番1号